

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「いつでも、どこでも、だれでも」快適生活“松阪(まつさか)”再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

三重県松阪市

3 地域再生計画の区域

松阪市の全域

4 地域再生計画の目標

松阪市は三重県のほぼ中央に位置し、東は伊勢湾、西は台高山脈と高見山地を境に奈良県に、南は多気郡、北は雲出川を隔てて津市に接しています。また平成17年1月1日には、松阪市、三雲町、嬉野町、飯南町、飯高町の1市4町が合併し、新「松阪市」となり、人口170,220人(平成17年4月1日現在)面積623.8平方キロメートルと県下1の面積を有する市となりました。

市内の中心部には、金剛川、阪内川、南部に櫛田川、北部に三渡川雲出川が流れ、集落および耕地はこれらの河川沿いに形成されてきました。

しかし、近年、都市化による開発や、商工業活動等の活発化、住民の生活様式の変化に伴い、市内を流れる各河川及び農業水路等の水質汚濁が顕著になってきており、市民から水質の改善や美しい水環境の実現等が強く求められています。

このため、松阪市は公共下水道事業を平成2年度よりスタート、平成10年度からその一部の供用を開始、また農業集落排水事業を平成5年度から事業を開始し、さらに浄化槽設置補助制度の活用により、浄化槽市町村型を平成8年度より、個人設置型は平成14年度より開始する等浄化槽の普及に努めて参りました。これらにより、当市の汚水人口普及率は55%に達したものの、依然として県平均65.3%に及ばない低い水準に留まっています。

現在、松阪市は新市建設計画により、自立した持続可能な都市(まち)づくりのため、市民の安全と安心、生活の快適さ、健康、学び、楽しみ等の基本的で多様な都市的機能を一定程度コンパクトに集積すると共に、地域の拠点を活用した新市全域のネットワークを構築し、「いつでも、どこで

も、だれでも」基本的な都市的サービスを等しく享受できるように工夫する必要があるという基本的な考えに基づいて、都市基盤の整備を進めていくこととしております。

本計画においては、この基本的方向に沿い、公共下水道、浄化槽整備を一層促進し、公衆衛生の向上や快適な生活環境の確立、災害防止、生活排水対策に取り組むこととし、併せて、自治会、市民団体が中心となって市街地を流れる河川（愛宕川、神道川）の一斉清掃を行い、市内河川の清流を蘇らせるとともに、「松阪市新観光ツアー」の実施により、新しい松阪を広く周知し、観光客等の交流人口の増加や定住人口の増加等を図り、また訪れてみたい、ずっと住み続けたい都市(まち)を目指します。

(目標1) 汚水処理施設の整備促進

公共下水道、浄化槽整備 2 事業による汚水処理人口普及率を55%から65%に向上させる

(目標2) ずっと住み続けたい都市(まち)を目指す

定住人口の増加(平成22年までに0.8%の人口増加を目標)

(目標3) また訪れてみたい都市(まち)を目指す

観光客等の交流人口を増加させる(現在225万人の交流人口を平成22年までに1.0%の増加を目標)

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

中南勢水域流域別下水道整備総合計画に基づき、松阪市では、平成2年度に松阪市公共下水道事業の事業認可を得て、平成10年度からその一部の供用を開始し整備を行っているところです。今回の申請概要は、平成3年度より「嬉野町公共下水道事業」「三雲町特定環境保全公共下水道事業」の認可を受けた嬉野処理分区、三雲処理分区を平成18年度から平成21年度末までに、管渠(70～300mm)延長25,955m、整備面積111haの整備を図ると共に、松阪市内全域において下水道認可区域外の浄化槽設置整備を推進するものです。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下の通り事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

公共下水道・・・・・・嬉野地区：平成3年11月に事業認可

三雲地区：平成3年12月に事業認可

【事業主体】

- ・いずれも松阪市

【施設の種類】

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型、市町村設置型）

【事業区域】

- ・公共下水道 松阪市嬉野地区、松阪市三雲地区
- ・浄化槽（個人設置型） 松阪市内集合処理区（公共下水道区域、農業集落排水施設、コミュニティプラント、団地等の集中浄化施設）、浄化槽（市町村型）以外の区域及び集合処理による整備に時間を要する箇所
- ・浄化槽（市町村型） 松阪市飯南地区、松阪市飯高地区

【事業期間】

- ・公共下水道 平成18年度～平成21年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～平成21年度
- ・浄化槽（市町村型） 平成18年度～平成21年度

【整備量】

- ・公共下水道 管渠整備（70～300mm）111ha
管渠延長 25,955m
- ・浄化槽（個人設置型） 5人槽 1,195基（各年度239基）
7人槽 1,470基（各年度294基）
10人槽 125基（各年度25基）
- ・浄化槽（市町村型） 5人槽 340基（各年度85基）
7人槽 200基（各年度50基）
10人槽 60基（各年度15基）

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり

公共下水道嬉野地区	1,780人
公共下水道三雲地区	2,200人
浄化槽（市町村型）飯南、飯高地区	2,160人
浄化槽（個人設置型）	9,120人

【事業費】

- ・公共下水道 事業費 3,410,000千円(うち交付金 1,705,000千円)
単独事業費 1,485,000千円

・浄化槽（個人設置型）	事業費 1,092,075 千円（うち交付金 364,025 千円）
	単独事業費 0 千円
・浄化槽（市町村型）	事業費 613,880 千円（うち交付金 204,624 千円）
	単独事業費 0 千円
合 計	事業費 5,115,955 千円（うち交付金 2,273,649 千円）
	単独事業費 1,485,000 千円

5 - 3 その他の事業

- ・愛宕川神道川一斉清掃デーの実施

毎年9月上旬に自治会、市民団体が中心となって市街地を流れる河川（愛宕川、神道川）の一斉清掃を行い、水質浄化に貢献している。

- ・「松阪市新観光ツアー」の開催

1市4町が合併し、県下1番の面積を有する大きな市となり、合併後の新しい松阪市の魅力を多くの人に知って頂くための「松阪市新観光ツアー」を開催する

6 計画期間

平成17年度～平成21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に4に示す数値目標に照らし、松阪市において状況を調査評価し公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図る。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし